



The Government of Japan

Mid-term Report on the progress made
in the implementation of the recommendations
issued at the second cycle of the Universal Periodic Review

January 2017

<p style="text-align: center;">勧告（UPR Recommendation）</p> <p>以下は我が国がフォローアップを約束した勧告である。 （The followings are recommendations which Japan accepted to follow up）</p>	<p style="text-align: center;">我が国の措置（Japan's follow-up）</p>
<p>勧告1. 人々の人権の完全な享受を確保するため、未批准条約の批准を進め、留保の撤回のプロセスを加速すること。（ベナン）</p> <p>勧告2. 条約の優先順位及び国内法手続に沿った形で、関連の条約・協定を批准するための更なる手続をとること。（カンボジア）</p> <p>勧告3. 日本が締約国である人権条約の選択議定書を締結すること。（ハンガリー）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女子差別撤廃条約選択議定書（個人通報） ●障害者権利条約 ●障害者権利条約選択議定書（個人通報） ●拷問等禁止条約選択議定書（被拘禁者へのアクセス） ●B規約第一選択議定書（個人通報） ●B規約第二選択議定書（死刑） ●移住労働者権利条約 ●A規約（留保） 	<p>1. 日本は、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」という。）第二議定書を除く、勧告で述べられた人権条約を締結することを検討する。</p> <p>2. 自由権規約第二議定書に関する日本の立場は以下のとおりである。</p> <p style="padding-left: 2em;">死刑の存廃については、基本的には、各国において、当該国の国民感情、犯罪情勢、刑事政策の在り方等を踏まえて慎重に検討し、独自に決定すべきものと考えている。我が国では、死刑の存廃は、我が国の刑事司法制度の根幹にかかわる重要な問題であり、国民世論に十分配慮しつつ、社会における正義の実現等種々の観点から慎重に検討すべき問題と考えている。我が国として、現時点では、国民世論の多数が極めて悪質、凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えていること（2009年11月から12月に実施された最新の世論調査では、85.6%が「場合によっては死刑もやむを得ない」と回答している。）、凶悪犯罪がいまだ後を絶たない状況等にかんがみれば、その罪責が著しく重大な凶悪犯罪を犯した者に対しては、死刑を科することもやむを得ず、死刑を廃止することは適当でないと考えている。</p>

●人種差別撤廃条約（留保）

●児童の権利条約（留保）

勧告4. 関連の条約を批准することにより、個人通報を受理し審査をする条約体の権能を認めること。（韓国）

勧告5. 日本が批准した人権諸条約及び議定書で個人通報制度を設けているものについて、人権侵害に関する個人通報制度を受け入れるための必要な措置をとることを検討すること。（オーストリア）

勧告11. 社会権規約選択議定書に署名すること。（ポルトガル）

勧告12. 女子差別撤廃条約選択議定書の批准を検討すること。（ブラジル）

勧告 13. 強制失踪条約の規定の違反に関して、被害者や他締約国から又は被害者や他締約国のために、行われる通報を受理し検討する強制失踪委員会の権能を認めること。（ウルグアイ）

勧告 15. 個人通報制度に関する児童の権利条約第3選択議定書の早期批准を検討すること。（スロバキア）

上記の理由から、本規約の第二選択議定書の締結問題については、慎重な検討が必要であると考えている。

（留保に関する日本の立場は以下のとおり。）

3. 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）第7条（d）に対する留保に関し、国民の祝日に賃金を支払うという社会的合意が無いことなどから、国民の祝日について報酬を支払うか否かは、政府としては、労使間の合意にゆだねることが適当と考えている。

4. 社会権規約第8条はいわゆる労働基本権について規定したものであり、1（d）においては同盟罷業をする権利を定めている。一方、第8条第2項において合法的な制限を課することを妨げるものではないとされているところ、当該制限を課する「公務員」の範囲に関し、同条と我が国の関係法令の定めるところが必ずしも合致しないこと等の我が国の現状にかんがみ、1（d）の規定に拘束されない権利を留保している。ただし、同規約の批准の時に我が国の国内法令により同盟罷業をする権利が与えられている部門についてはこの限りではない。

5. あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（以下「人種差別撤廃条約」という。）第4条（a）（b）に対する留保に関し、前回報告後の事情を踏まえても、右留保を撤回し、正当な言論までも不当に萎縮させる危険を冒してまで人種差別思想の流布等に対し処罰立法措置をとることを検討しなければならないほど、現在の日本が人種差別思想の流布や人種差別の煽動が行われている状況にあるとは考えていない。

6. 児童の権利条約に関する第37条（c）に対する留保に関し、我が国の少年法においては20歳未満の者を「少年」として取り扱うこととし、自由を

	<p>奪われた者についても、基本的に20歳未満の者（いわゆる「少年」）と20歳以上の者（成人）を分離することとされている。これはこの条約が18歳未満の者を「児童」として手厚い保護を加えることとしているのを更に一歩進めて、20歳未満の者までも広く保護の対象とする制度であると考えられ、「児童」という若年者をそれ以外の年長者から分離することにより有害な影響から保護するという条約第37条（c）の規定の趣旨及び目的とも合致するものであると考える。</p> <p>7. 日本は、2014年1月に障害者権利条約を締結。</p> <p>8. 自由権規約第一選択議定書、女子差別撤廃条約選択議定書、障害者権利条約選択議定書等に定める個人通報制度については、2010年4月、外務省内に人権条約履行室を立ち上げ、同制度の受入れの是非について真剣に検討を進めている。具体的には、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無、個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等につき、「個人通報制度関係省庁研究会」の開催をはじめ政府部内で検討を行っている。</p>
<p>勧告8. 自由権規約第二選択議定書及び拷問等禁止条約選択議定書に加入すること。（オーストラリア）</p> <p>勧告9. 拷問等禁止条約選択議定書の批准の可能性を検討すること。（チュニジア）</p> <p>勧告10. 拷問等禁止条約選択議定書に加入すること。（チェコ）</p>	<p>1. 日本は、自由権規約第二議定書を除く、勧告で述べられた人権条約を締結することを検討する。</p> <p>2. 自由権規約第二議定書に関する日本の立場は、本件文書の勧告1.の2.で述べたとおりである。</p> <p>3. また、拷問等禁止条約の選択議定書について、政府としては、「視察」の具体的な態様等、本選択議定書の規定と国内法との関係等につき検討を行っているところであり、引き続き本選択議定書についての検討を進めていきたいと考える。</p>
<p>勧告16. 障害者権利条約を批准すること及び同条約の基準に沿</p>	<p>1. 日本は、自由権規約第二議定書を除く、勧告で述べられた人権条約を締</p>

<p>った障害者保護のための法令を制定すること。(スロベニア)</p> <p>勧告17. 障害者権利条約を批准すること。(スペイン, インド, イラク)</p> <p>勧告18. 障害者権利条約を批准すること及び障害者保護のための差別(禁止)法を制定すること。(クウェート)</p>	<p>結することを検討する。</p> <p>2. 日本は, 2007年9月に障害者権利条約に署名した後, 2011年8月に障害者基本法の改正, 2012年6月に障害者総合支援法の成立, 2013年6月に障害者差別解消法の成立と障害者雇用促進法の改正等, 様々な制度改革を実施した上で, 2014年1月に批准書を寄託し, 同年2月より日本について効力が発生している。</p>
<p>勧告19. 障害者権利条約, 移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約(移住労働者権利条約)の批准のための努力を続けること。(アルゼンチン)</p> <p>勧告20. 未批准条約, 特に移住労働者権利条約の批准を奨励する。(チリ)</p> <p>勧告21. 移住労働者権利条約の批准を検討すること。(ルワンダ)</p> <p>勧告22. 移住労働者権利条約の批准を加速すること。(インドネシア)</p> <p>勧告23. 移住労働者権利条約及びILO第189号条約の締結を検討すること。(フィリピン)</p>	<p>1. 日本は, 2014年1月に障害者権利条約を締結。</p> <p>2. 移住労働者の権利条約については, 我が国は移住労働者及びその家族の権利の保護を図ろうとする同条約の理念そのものは理解しているが, 一方, 同条約は移住労働者に対して, 他の個人に対して保障する以上の権利を保障する内容となっていることを含め, 同条約については, 平等原則, 我が国の国内諸制度などとの観点から, 十分慎重な検討を要すると認識している。</p> <p>3. ILO第189号条約については, 我が国の家事労働者は少数かつ減少傾向にあり, また, 家事労働従事のための移民の入国を原則として認めておらず, 他国と状況が異なっていることや, 家事労働者について, 労働基準法等の適用を受けない者(労働基準法上の家事使用人)が存在することから, 日本の実情に照らして, 慎重に検討を加えることとしている。</p>
<p>勧告24. パレルモ議定書の批准のため最大限の努力をすること。(フィリピン)</p> <p>勧告25. パレルモ議定書を批准すること。(インド)</p> <p>勧告26. パレルモ条約(国際組織犯罪防止条約)及び人身取引議定書を批准すること。(フランス)</p>	<p>1. 我が国は, パレルモ条約(国際組織犯罪防止条約)につき2000年12月に署名し, 2003年5月には締結につき国会の承認を得ており, 人身取引議定書についても2002年12月に署名し, 2005年6月に締結につき国会の承認を得ている。</p> <p>2. しかし, 現在(2016年)のところ, パレルモ条約の締結に必要な担保法</p>

	<p>が国会で成立していないことから、同条約を直ちに締結できる状況にない。人身取引議定書についても、その締結の前提となるパレルモ条約を締結していないことから、同議定書を直ちに締結できる状況にない。</p> <p>3. 国際社会と協調して、組織犯罪と戦うことは、重要な課題であり、パレルモ条約の締結に伴う法整備については、これを進めていく必要があると考えており、同条約を担保するための法整備については、政府部内で検討を行っているところである。</p> <p>4. 我が国としては、パレルモ条約の速やかな締結に向け、引き続き検討を進めていく。</p> <p>5. 2005年の刑法改正により、人身取引議定書が要請する人身取引の犯罪化が実現されている。</p>
<p>勧告27. 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する1980年ハーグ条約（ハーグ条約）の批准を完了するための努力を続けること。カナダはこれに関して日本の現在までの進展、特に国会承認を得るための国内立法の進展を認識するとともに、批准及び実施に向けた進展が時宜を得た形で継続することを慫慂する。（カナダ）</p> <p>勧告28. ハーグ条約を批准することを検討すること。（スロバキア）</p> <p>勧告30. ハーグ条約の加入のための手続きを加速すること。（イタリア）</p>	<p>1. 2014年1月24日、条約の署名、締結、公布にかかる閣議決定を行うとともに、条約に署名を行った上で、オランダ外務省に受諾書を寄託。</p> <p>2. 2014年4月1日、日本についてハーグ条約発効。</p>
<p>勧告31. 人権分野における取組を強化するため、国内の法律上、制度上及び行政上の構造の改善を続けること。（ジンバブエ）</p>	<p>人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、適切に検討している。</p>

<p>勧告32. 経済的, 社会的及び文化的権利が国内法において平等に享受されることを確保すること。(パレスチナ)</p>	<p>我が国は, 社会権規約を締結しており, 同規約で規定されている権利は, 現行国内法制によって既に保障されている。</p>
<p>勧告33. 女子差別撤廃条約の国内法制度における完全な適用及び編入を確保すること。(ブルガリア)</p>	<p>憲法第 98 条第 2 項は, 「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は, これを誠実に遵守することを必要とする」と規定しており, 我が国政府は当然の事ながら条約上の義務の遵守を前提に必要な国内法を制定し, 政策を実施している。</p>
<p>勧告34. 人種差別及び性的指向に基づく差別からの法的保護の強化を検討すること。(カナダ)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人種等に基づく差別を動機とする犯罪については, 我が国の刑事裁判手続において, 動機の悪質性が適切に立証され, 裁判所において量刑上考慮されているものと認識している。 2. 法務省の人権擁護機関では, 人権相談所を設けるなどして差別を受けた方々からの相談に応じているほか, 人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には, 速やかに調査し, 事案に応じた適切な措置を講じている。 3. また, 「外国人の人権を尊重しよう」, 「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」を啓発活動の年間強調事項として掲げ, 各種啓発活動を実施している。
<p>勧告35. 直接的・間接的差別を禁止するための特別な法律を制定するよう述べた人種差別撤廃委員会の勧告を履行すること, また, 管轄権を有する国内裁判所を通じた効果的な保護及び救済へのアクセスを保障すること。(南アフリカ)</p> <p>勧告64. 言語, ジェンダー, 人種, 宗教又は国籍に基づく差別を含む全ての形態の直接的又は間接的差別の禁止を継続すること。(パレスチナ)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 我が国の場合, すでに憲法第 14 条第 1 項において, 「すべて国民は, 法の下に平等であって, 人種, 信条, 性別, 社会的身分又は門地により, 政治的, 経済的又は社会的関係において差別されない」と定め, 不合理な差別を禁止している。 2. 憲法第 14 条第 1 項は, 一般的に法の下での平等原則を定めたものであるが, これを踏まえ, 我が国は, 雇用, 教育, 医療, 交通等国民生活に密接な関わり合いを持ち公共性の高い分野については, 特に各分野における関

	<p>係法令により広く差別待遇の禁止が規定されている。またその他各種の分野においても関係省庁の指導、啓発等の措置を通じて差別の撤廃を図っている。</p> <p>3. 2016年5月24日、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が成立し、同年6月3日施行された。この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、制定されたもので、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的としている。</p>
<p>勧告36. 差別に関する国内法が、年齢、性別、宗教及び性的指向に基づく全ての形態の直接的・間接的差別をも扱う人種差別撤廃条約と矛盾しないことを確保すること。（スイス）</p>	<p>1. 憲法第98条第2項は、「日本国が締結した条約及び確立した国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と規定しており、我が国政府は当然の事ながら条約上の義務の遵守を前提に国内法を制定し政策を実施している。</p> <p>2. なお、憲法第14条第1項において、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と定め、不合理な差別を禁止しており、これを踏まえ、我が国は、雇用、教育、医療、交通等国民生活に密接な関わり合いを持ち公共性の高い分野については、特に各分野における関係法令により広く差別待遇の禁止が規定されている。またその他各種の分野においても関係省庁の指導、啓発等の措置を通じて差別の撤廃を図っている。</p>

<p>勧告37. 立法レベルにおいて人種主義的又は外国人排斥の発言を直接禁止する措置をとること、及び適切な国内裁判所における効果的な保護及び法的抗弁の手段へのアクセスを保障すること。（ウズベキスタン）</p>	<p>1. 我が国の場合、憲法第14条第1項が人種による差別の禁止も含む法の下での平等を規定している。</p> <p>2. 2016年5月24日、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が成立し、同年6月3日施行された。この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、制定されたもので、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的としている。</p>
<p>勧告38. 家族に関する既存の法律、特に嫡出でない子に適用可能な制度を見直す努力を継続すること。（チリ）</p>	<p>1. 2013年9月、最高裁判所大法廷において、民法の規定のうち嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする部分は憲法違反であるとの判断がされた。これを受けて、同年12月、民法の当該部分を削除する改正を行い、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分と同等とした。</p> <p>2. 我が国の国籍法は、出生による国籍の取得について、第2条で規定しているが、同条は「子は、次の場合には、日本国民とする。」として、第1号で、「出生の時に父又は母が日本国民であるとき」、第2号で、「出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であったとき」、第3号として、「日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。」としている。また、届出による国籍の取得について、同法第3条及び第17条第1項、第2項等に規定されているが、その要件は、例えば第3条にあっては、①父又は母が認知したこと、②子が20歳未満であること、③認知をした父又は母が子の出生当時日本国民であったこと等であり、ま</p>

	<p>た、第 17 条第 1 項にあつては、①国籍不保留により日本国籍を喪失したこと、②20 歳未満であること、③日本に住所があることである。帰化については、同法第 4 条に規定され、第 5 条に帰化についての最低条件が規定されている。その条件は、住所条件、能力条件、素行条件、生計条件、重国籍防止条件、憲法遵守条件である。上記のいずれの場合も、これらの要件の適用に当たって、嫡出子・嫡出でない子による差別はない。我が国の戸籍法は、第 25 条及び第 49 条において、出生の届出をすることを義務付けており、嫡出子・嫡出でない子による違いはない。</p>
<p>勧告39. 児童の権利に関する包括的な法律を制定するための法的措置をとること、及びその法律を条約に完全に一致させること、また、収入や生活の不平等に対処するために児童のための国内行動計画を制定し実施すること。（イラン）</p>	<p>1. 我が国は、条約の締結に当たっては、国内法制度との整合性を確保することとしている。児童の権利条約は極めて広汎な権利、事項を規定しているが、これらの内容の多くは、我が国が既に締結している国際人権条約において規定されていることや、憲法をはじめとする現行国内法制によって既に保障されており、本件条約を国内で実施するために必要な法整備はなされていると考える。</p> <p>2. 他方、児童の人格の完全かつ調和のとれた発達が確保され、社会の中で個人として生活できるようにするためには、法制面のみならず、実体においても児童の保護及び福祉をより一層充実させていくことが重要であり、日本政府として、引き続きその効果的な実現に向けた施策に取り組み、一層充実させるべく努力していく。</p>
<p>勧告41. 児童ポルノの所持を犯罪化することを目的として法律の見直しを検討すること。（ブラジル）</p>	<p>我が国では、自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者について、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処することなどを内容とする児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律が、2014 年 6 月 18 日に成立したものである</p>

	<p>ところ、上記所持に対する罰則も 2015 年 7 月 15 日からその適用が開始されている。</p>
<p>勧告42. 日本の国際的な人権の義務に沿った形で民法と戸籍法を改正すること、この関連で、女子差別撤廃委員会の最終見解に対応するための特別な努力を行うこと。（フィンランド） 勧告43. 女性の婚姻適齢を男性と同じ18歳に引き上げること。（フランス）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1996 年 2 月に法務大臣の諮問機関である法制審議会が「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申した。この要綱における改正事項として、再婚禁止期間を 100 日に短縮すること、婚姻適齢を男女共に満 18 歳とすること、選択的夫婦別氏制度を導入すること、これらの改正に伴い戸籍法を改正することなどが提言された。 2. 2015 年 12 月に閣議決定された第 4 次男女共同参画基本計画において、具体的施策として、家族に関する法制について、家族形態の変化、ライフスタイルの多様化、国民意識の動向、女子差別撤廃委員会の最終見解等も考慮し、婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正等に関し、司法の判断も踏まえ、検討を進めることを明記した。 3. 現在、前記要綱の内容のホームページへの掲載等を通じ、広く国民にその内容を公開し、国民の議論が深まるように努めている。 4. また、2015 年 12 月に 6 か月間の再婚禁止期間のうち、100 日を超える部分は憲法に反する旨の最高裁判決がされたことを踏まえ、2016 年 6 月、同期間を 100 日に短縮すること等を内容とする民法改正がされ、既に施行されている。
<p>勧告45. 国際刑事裁判所ローマ規程の全ての義務に国内法が完全に合致することを確保し、国際刑事裁判所の特権及び免除に関する協定に加入すること。（スロバキア）</p>	<p>我が国は、2007 年に「国際刑事裁判所に関する協力等に関する法律」を制定しており、既に右立法を通じて国際刑事裁判所ローマ規程の全ての義務を国内法によって担保済みである。</p>

<p>勧告46. 強制送還までの収容の最大期限を導入するため、入管法の改正を検討すること。（南アフリカ）</p>	<p>1. 我が国の立場はUPR 作業部会報告書に記録されたインタラクティブ・ダイアログで述べたとおりである（パラ 143）。</p> <p>2. 現在も法務省と日本弁護士連合会は不定期で協議会を実施の上、幅広い議題について協議を継続している。</p>
<p>勧告47. 国内人権委員会の設立プロセスを完了すること。（ネパール）</p> <p>勧告48. 独立性を確保し、パリ原則に完全に適合した人権委員会の設立プロセスを加速すること。（スペイン）</p> <p>勧告49. パリ原則に適合した国内人権機構の設立の促進を継続すること。（ニカラグア）</p> <p>勧告50. パリ原則に適合した国内人権機構の設立プロセスを早期に完了すること。（チュニジア）</p> <p>勧告51. パリ原則に適合した独立した国内人権機構を設立すること。（ウクライナ）</p> <p>勧告53. パリ原則に適合した人権機構の設立プロセスを加速すること。（ベナン）</p> <p>勧告54. パリ原則に適合した国内人権委員会の履行プロセスを継続すること。（ブルキナファソ）</p> <p>勧告55. 日本が設立しようとしている国内人権機構がパリ原則に適合することを確保するための措置を講じること。（フランス）</p> <p>勧告56. パリ原則に適合した人権委員会の設立プロセスを加速すること。（インドネシア）</p>	<p>新たな人権救済機関を設置するための人権委員会設置法案は、2012年11月9日、第181回国会（臨時会）に提出されたが、同月16日の衆議院解散により廃案となった。人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、適切に検討している。</p>

<p>勧告57. パリ原則に適合した国内人権機構の設立作業を継続すること。(ヨルダン)</p> <p>勧告58. パリ原則に適合した国内人権機構の設立のための努力を継続すること。(マレーシア)</p> <p>勧告59. パリ原則に適合した独立した国内人権委員会を設立すること。(メキシコ)</p>	
<p>勧告60. 児童の権利を拡充するための政策を継続すること。(ヨルダン)</p>	<p>1. 全国の法務局・地方法務局及びその支局に常設人権相談所を、それ以外の場所に特別人権相談所を設置しているほか、通話料無料の専用電話「子どもの人権 110 番」の設置や、全国の小中学生への封筒兼便箋(郵送料無料)「子どもの人権 SOS ミニレター」の配布、インターネット人権相談受付窓口(「子どもの人権 SOS-e メール」)の設置等を行い、いじめの問題を含む子どもの人権について広く相談に応じる体制を整えている。</p> <p>2. また、法務省の人権擁護機関では、「子どもの人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、各種啓発活動を実施している。</p>
<p>勧告61. 生活水準の不平等、及びジェンダー、民族的出自及び障害による不均衡に対処するために児童のための国内行動計画の制定を検討すること。(南アフリカ)</p>	<p>引き続きフォローアップする。</p>
<p>勧告62. 市民社会との対話の更なる強化を継続し、女性、児童及び障害者の権利の促進・保護を強化するために政策や措置を履行すること。(ブータン)</p>	<p>1. 法務省の人権擁護機関においては、人権相談所を設けるなどして差別を受けた方々からの相談に応じているほか、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、速やかに調査し、事案に応じた適切な措置を講じている。</p> <p>2. また、「女性の人権を守ろう」、「子どもの人権を守ろう」、「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」を啓発活動の年間強調事項として掲げ、各</p>

	種啓発活動を実施している。
<p>勧告63. いかなる理由に基づく差別とも闘い予防するための努力を継続すること。（キューバ）</p>	<p>1. 我が国の場合、すでに憲法第14条第1項において、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と定め、不合理な差別を禁止している。</p> <p>2. 憲法第14条第1項は、一般的に法の下での平等原則を定めたものであるが、これを踏まえ、我が国は、雇用、教育、医療、交通等国民生活に密接な関わり合いを持ち公共性の高い分野については、特に各分野における関係法令により広く差別待遇の禁止が規定されている。またその他各種の分野においても関係省庁の指導、啓発等の措置を通じて差別の撤廃を図っている。</p> <p>3. 障害者に関しては、2013年6月に障害者差別解消法が成立し、2015年2月には、同法に基づく基本方針を閣議決定した。その後、2016年4月に同法が施行され、各行政機関や各事業者において、適切な対応を進めているところ。</p> <p>4. 法務省の人権擁護機関においては、あらゆる差別は許されないとの観点から各種啓発活動を実施している。</p>
<p>勧告65. 社会的身分、ジェンダー及び性的指向を含む包括的な理由に基づく差別的な規定を排除することを目的として国内法を見直すこと。（チェコ）</p>	<p>1. 我が国の場合、すでに憲法第14条第1項において、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と定め、不合理な差別を禁止している。</p> <p>2. 憲法第14条第1項は、一般的に法の下での平等原則を定めたものである</p>

が、これを踏まえ、我が国は、雇用、教育、医療、交通等国民生活に密接な関わり合いを持ち公共性の高い分野については、特に各分野における関係法令により広く差別待遇の禁止が規定されている。またその他各種の分野においても関係省庁の指導、啓発等の措置を通じて差別の撤廃を図っている。

3. 我が国では、2004年7月に施行された「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害特別措置法）」により、性同一性障害者の当事者の戸籍上の性別を変更することが認められ、2008年の改正では、その性別変更に必要な条件が緩和された。国際的な動向としては、我が国としても、性的指向に基づく人権侵害が許されるべきではないとの考えから、2008年の第63回国連総会で採択された性的指向に関する宣言ではコアグループの一員として署名を行い、2011年の第17回国連人権理事会及び2014年の第27回国連人権理事会で採択された性的指向に関する決議に賛成し、更に2011年の第16回国連人権理事会及び2015年の第29回国連人権理事会で実施された性的指向に関する共同ステートメントに署名している。

4. また、我が国は2015年12月に決定した第4次男女共同参画基本計画においても「性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合（中略）について、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進める。」「法務局・地方法務局の人権相談所において相談者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。」としている。

5. 法務省の人権擁護機関では、取組が求められている人権課題の一つとし

	て、性的指向や性同一性障害に関する問題を掲げ、各種啓発活動や人権相談、人権侵犯事件の調査救済活動を実施している。
勧告66. 女性に対する性別役割についての固定観念を排除するため、一般市民の啓発をするための更なる具体的な取組を行うこと。(タイ)	法務省の人権擁護機関では、女性に対する偏見や差別意識を解消し、固定的性別役割分担を払拭することを目指して、「女性の人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、各種啓発活動を実施している。
勧告67. 第3次男女共同参画基本計画の促進及び履行を継続すること。(ニカラグア)	我が国では、2015年12月に5ヵ年計画である第4次男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会形成の促進に取り組んでいる。
<p>勧告68. 第3次男女共同参画基本計画を強化するとともに、マイノリティ女性の課題に効果的に対応しながら女性に対する暴力を根絶するための関連した取組を向上すること。(リビア)</p> <p>勧告71. ジェンダー平等を促進し女性と児童の権利を効果的に保護するための迅速な措置を取ること。(中国)</p> <p>勧告73. ジェンダー促進及び女性に対する暴力との闘いを強化すること。(セネガル)</p> <p>勧告76. ジェンダー平等、特に女性の社会的・経済的権利の向上及びDVとの闘いに関して包括的なアプローチを取ること。(ベトナム)</p>	<p>1. 内閣府では、被害を受けている外国人が救済及び保護の迅速な手段にアクセスできるよう、外国人被害者向け広報資料を作成し関係機関に配布するほか、ホームページに外国人被害者に役立つ情報を8か国語で掲載している。また、配偶者暴力相談支援センターでは外国語に対応できる相談員を配置するなどの取組も進められている。</p> <p>2. 毎年11月12日から同月25日(国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」)までを「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定め、国、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。</p>
<p>勧告69. 第3次男女共同参画基本計画及び女性の活躍促進による経済活性化行動計画を実施することにより女性の権利の促進・保護の進展の努力を継続すること。(マレーシア)</p> <p>勧告77. 女性のエンパワーメントを継続し、女性により大きな社会的役割を与えること。(クウェート)</p>	<p>1. 我が国では、2015年12月に5ヵ年計画である第4次男女共同参画基本計画を策定し、女性の権利の促進・保護に取り組んでいる。</p> <p>2. 2015年12月に閣議決定した第4次男女共同参画基本計画では、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待」との目標を掲げるとともに、実</p>

	<p>効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進を挙げ、政治分野、司法分野、行政分野、経済分野、その他あらゆる分野における女性の参画拡大に向け、政府全体として達成を目指す成果目標などを設定し、同計画に基づいた取組を進めている。</p>
<p>勧告70. 差別と偏見をなくすことを目的とした啓発を行うため、ジェンダー平等に関する国家計画の効果的な実施を継続すること。（アルメニア）</p> <p>勧告72. マイノリティ女性を含むジェンダー平等のための措置の実施を継続すること。（キューバ）</p> <p>勧告75. 日本がジェンダー平等社会と認識されるための全ての努力を進めること。（トリニダード・トバゴ）</p>	<p>我が国では、2015年12月に5ヵ年計画である第4次男女共同参画基本計画を策定し、ジェンダー平等に取り組んでいる。</p>
<p>勧告74. 女性に対する全ての形態の差別、特に婚姻適齢や婚姻前の姓を維持することの可能性に関する差別を排除するために必要な法改正及び措置を行うこと。（スペイン）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1996年2月に法務大臣の諮問機関である法制審議会が「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申した。この要綱における改正事項として、再婚禁止期間を100日に短縮すること、婚姻適齢を男女共に満18歳とすること、選択的夫婦別氏制度を導入すること、これらの改正に伴い戸籍法を改正することなどが提言された。 2015年12月に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画において、具体的施策として、家族に関する法制について、家族形態の変化、ライフスタイルの多様化、国民意識の動向、女子差別撤廃委員会の最終見解等も考慮し、婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正等に関し、司法の判断も踏まえ、検討を進めることを明記した。 現在、前記要綱の内容のホームページへの掲載等を通じ、広く国民にその内容を公開し、国民の議論が深まるように努めている。

<p>勧告78. 国籍の取得, 相続権及び出生登録に関する問題において, 嫡出でない子の平等及び非差別を確保すること。(スロベニア)</p>	<p>1. 2013年9月、最高裁判所大法廷において、民法の規定のうち嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする部分は憲法違反であるとの判断がされた。これを受けて、同年12月、民法の当該部分を削除する改正を行い、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分と同等とした。</p> <p>2. 我が国の国籍法は、出生による国籍の取得について、第2条で規定しているが、同条は「子は、次の場合には、日本国民とする。」として、第1号で、「出生の時に父又は母が日本国民であるとき。」、第2号で、「出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であったとき。」、第3号として、「日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。」としている。また、届出による国籍の取得について、同法第3条及び第17条第1項、第2項等に規定されているが、その要件は、例えば第3条にあっては、①父又は母が認知したこと、②子が20歳未満であること、③認知をした父又は母が子の出生当時日本国民であったこと等であり、また、第17条第1項にあっては、①国籍不保留により日本国籍を喪失したこと、②20歳未満であること、③日本に住所があることである。帰化については、同法第4条に規定され、第5条に帰化についての最低条件が規定されている。その条件は、住所条件、能力条件、素行条件、生計条件、重国籍防止条件、憲法遵守条件である。上記のいずれの場合も、これらの要件の適用に当たって、嫡出子・嫡出でない子による差別はない。我が国の戸籍法は、第25条及び第49条において、出生の届出をすることを義務付けており、嫡出子・嫡出でない子による違いはない。</p>
<p>勧告79. 児童への差別に対する包括的な措置を取ること及び嫡出でない子を差別する全ての法律を廃止すること。全ての少</p>	<p>1. 2013年9月、最高裁判所大法廷において、民法の規定のうち嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする部分は憲法違反であるとの判</p>

年、少女及び青年のあらゆる人権、特に国籍の取得、相続権及びアイデンティティの権利について啓発キャンペーン及び教育プログラムを促進すること。（ウルグアイ）

断がされた。これを受けて、同年 12 月、民法の当該部分を削除する改正を行い、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分と同等とした。

2. 我が国の国籍法は、出生による国籍の取得について、第 2 条で規定しているが、同条は「子は、次の場合には、日本国民とする。」として、第 1 号で、「出生の時に父又は母が日本国民であるとき。」、第 2 号で、「出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であったとき。」、第 3 号として、「日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。」としている。また、届出による国籍の取得について、同法第 3 条及び第 17 条第 1 項、第 2 項等に規定されているが、その要件は、例えば第 3 条にあっては、①父又は母が認知したこと、②子が 20 歳未満であること、③認知をした父又は母が子の出生当時日本国民であったこと等であり、また、第 17 条第 1 項にあっては、①国籍不保留により日本国籍を喪失したこと、②20 歳未満であること、③日本に住所があることである。帰化については、同法第 4 条に規定され、第 5 条に帰化についての最低条件が規定されている。その条件は、住所条件、能力条件、素行条件、生計条件、重国籍防止条件、憲法遵守条件である。上記のいずれの場合も、これらの要件の適用に当たって、嫡出子・嫡出でない子による差別はない。我が国の戸籍法は、第 25 条及び第 49 条において、出生の届出をすることを義務付けており、嫡出子・嫡出でない子による違いはない。

3. 全国の法務局・地方法務局及びその支局に常設人権相談所を、それ以外の場所に特別人権相談所を設置しているほか、通話料無料の専用電話「子どもの人権 110 番」の設置や、全国の小中学生への封筒兼便箋（郵送料無料）「子どもの人権 SOS ミニレター」の配布、インターネット人権相談受付

	<p>窓口（「子どもの人権 SOS-e メール」）の設置等を行い、いじめの問題を含む子どもの人権について広く相談に応じる体制を整えている。</p> <p>4. また、法務省の人権擁護機関では、「子どもの人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、各種啓発活動を実施している。</p>
<p>勧告80. 女子差別撤廃委員会及び児童の権利委員会からの要請に沿った形で、国籍、相続及び出生登録の権利を享受していない嫡出でない子の状況を見直すこと。（ボツワナ）</p>	<p>1. 2013年9月、最高裁判所大法廷において、民法の規定のうち嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする部分は憲法違反であるとの判断がされた。これを受けて、同年12月、民法の当該部分を削除する改正を行い、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分と同等とした。</p> <p>2. 我が国の国籍法は、出生による国籍の取得について、第2条で規定しているが、同条は「子は、次の場合には、日本国民とする。」として、第1号で、「出生の時に父又は母が日本国民であるとき。」、第2号で、「出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であったとき。」、第3号として、「日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。」としている。また、届出による国籍の取得について、同法第3条及び第17条第1項、第2項等に規定されているが、その要件は、例えば第3条にあっては、①父又は母が認知したこと、②子が20歳未満であること、③認知をした父又は母が子の出生当時日本国民であったこと等であり、また、第17条第1項にあっては、①国籍不保留により日本国籍を喪失したこと、②20歳未満であること、③日本に住所があることである。帰化については、同法第4条に規定され、第5条に帰化についての最低条件が規定されている。その条件は、住所条件、能力条件、素行条件、生計条件、重国籍防止条件、憲法遵守条件である。上記のいずれの場合も、これらの要件の適用に当たって、嫡出子・嫡出でない子による差別はない。我が国の戸</p>

	籍法は、第 25 条及び第 49 条において、出生の届出をすることを義務付けており、嫡出子・嫡出でない子による違いはない。
勧告81. 嫡出でない子であることや親の在留資格に関係なく、普遍的な出生登録を確保するための必要な措置を取ること。 (メキシコ)	我が国の戸籍法は、第 25 条及び第 49 条において、出生の届出をすることを義務付けており、嫡出でない子であることや親の在留資格によって違いはないことから、必要な措置は取られている。
勧告82. 児童ポルノの所持の犯罪化の欠如など、未だ懸念が引き起こされている（児童の権利保護に関する）状況に対処すること。（イタリア）	1. 政府は、2013 年 5 月、犯罪対策閣僚会議において、「第二次児童ポルノ排除総合対策」を策定し、国民、事業者、関係団体等との連携の下、関係府省庁において総合的な施策を推進している。具体的には、官民一体で児童ポルノ排除に向けた総合的な活動を推進するため、2010 年以降、毎年、関係府省庁、教育関係団体、医療関係団体、事業者団体、NPO 等で構成する児童ポルノ排除対策推進協議会を開催し、相互の情報を交換して連携・協力を推進するなどして、児童ポルノ排除のための各種取組を推進している。 2. 我が国では、自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者について、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処することなどを内容とする児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律が、2014 年 6 月 18 日に成立したものであるところ、上記所持に対する罰則も 2015 年 7 月 15 日からその適用が開始されている。
勧告83. ジェンダー平等社会の構築から得られた経験及びベストプラクティスを UPR プロセスを通じて他国と共有すること。（ミャンマー）	引き続きフォローアップする。

<p>勧告84. 反人種主義及び反差別措置の強化を継続すること。(ナミビア)</p>	<p>1. 2013年6月に障害者差別解消法が成立し、2015年2月には、同法に基づく基本方針を閣議決定した。その後、2016年4月に同法が施行され、各行政機関や各事業者において、適切な対応を進めているところ。</p> <p>2. 法務省の人権擁護機関においては、人権相談所を設けるなどして差別を受けた方々からの相談に応じているほか、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、速やかに調査し、事案に応じた適切な措置を講じている。</p> <p>3. また、法務省の人権擁護機関では、広く一般国民を対象に、人権尊重思想の普及高揚等を図るため、各種啓発活動を実施している。</p>
<p>勧告86. 障害者権利条約の効果的な履行を継続すること。(アルメニア)</p>	<p>2014年1月に障害者権利条約を批准した日本は、2011年に改正された障害者基本法に基づき、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として2013年に策定した2013年度から2017年度までの概ね5年間を対象とする第3次障害者基本計画に基づいて、障害者の自立と社会参加の支援のための施策を推進している。</p>
<p>勧告87. 障害者の差別に対して効果的な保護を提供する包括的な差別禁止法を制定及び履行すること。(米国)</p> <p>勧告88. 障害者に対するすべての差別的取扱いを排除するための必要な措置を取ること。(アルゼンチン)</p>	<p>1. 2013年6月に障害者差別解消法が成立し、2015年2月には、同法に基づく基本方針を閣議決定した。その後、2016年4月に同法が施行され、各行政機関や各事業者において、適切な対応を進めているところ。</p> <p>2. 法務省の人権擁護機関においては、人権相談所を設けるなどして差別を受けた方々からの相談に応じているほか、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、速やかに調査し、事案に応じた適切な措置を講じている。</p> <p>3. また、「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、各種啓発活動を実施している。</p>
<p>勧告89. LGBTの個人を保護し社会に統合するため、また、性的</p>	<p>1. 我が国では、2004年7月に施行された「性同一性障害者の性別の取扱い</p>

<p>指向又はジェンダー平等に基づく全ての差別的取扱いを排除するための更なる措置を検討すること。（アルゼンチン）</p>	<p>の特例に関する法律（性同一性障害特別措置法）」により、性同一性障害者の当事者の戸籍上の性別を変更することが認められ、2008年の改正では、その性別変更に必要な条件が緩和された。</p> <p>2. 国際的な動向としては、我が国としても、性的指向に基づく人権侵害が許されるべきではないとの考えから、2008年の第63回国連総会で採択された性的指向に関する宣言ではコアグループの一員として署名を行い、2011年の第17回国連人権理事会及び2014年の第27回国連人権理事会で採択された性的指向に関する決議に賛成し、更に2011年の第16回国連人権理事会及び2015年の第29回国連人権理事会で実施された性的指向に関する共同ステートメントに署名している。</p> <p>3. また、我が国は2015年12月に決定した第4次男女共同参画基本計画においても「性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合（中略）について、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進める。」「法務局・地方法務局の人権相談所において相談者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。」としている。</p> <p>4. 法務省の人権擁護機関では、「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」、「性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくそう」を啓発活動の年間強調事項に掲げ、各種啓発活動を実施しているほか、人権相談、人権侵犯事件の調査救済活動を実施している。</p>
<p>勧告92. 特に移民、外国人、庇護申請者及び難民に対する差別と不寛容と闘うための努力を進めること。（チュニジア）</p>	<p>1. 法務省の人権擁護機関においては、人権相談所を設けるなどして差別を受けた方々からの相談に応じているほか、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、速やかに調査し、事案に応じた適切な措置を講じている。</p>

	<p>2. また、「外国人の人権を尊重しよう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、各種啓発活動を実施している。</p>
<p>勧告114. 特に女性や児童の人権について、法執行機関及び公務員に対する人権教育を強化すること。（アゼルバイジャン）</p>	<p>1. 警察では、新たに採用された警察職員や昇任する警察職員に対しては、警察学校において、性犯罪、DV、児童虐待等の主として女性や児童を被害者とする暴力事案の捜査要領等の授業の中で、被害者の人権の配慮について理解させるための教育を行っている。</p> <p>2. 性犯罪や児童虐待事案の捜査、被害者の保護・支援に従事する警察職員に対しては、各級警察学校における専門的教育や職場における研修会等において、女性被害者等の人権に配慮した適正な職務を遂行する上で必要な知識・技能等を修得させるための教育を行っている。</p> <p>3. 総務省では、2015年度中に地方公務員に対する人権教育を年2回行ったところ。2016年度においても、地方公務員に対する人権教育を年2回実施する予定。</p> <p>4. 法務省では、検察官に対して、その経験年数に応じて実施する各種研修において、女子差別撤廃条約及び児童の権利条約を含む国際人権関係条約に関する講義を実施している。</p> <p>刑務官などの矯正施設で勤務する職員に対し、様々な研修の機会を利用して、被収容者の処遇を適切かつ効果的に行うために必要な各種人権問題に関する条約や法令の知識及び技能の習得を図っている。</p> <p>入国管理局では、関係職員に対し、在職年数等に応じた研修において人権に係る講義を行うとともに、関係府省庁、IOM（国際移住機関）等外部講師の協力を得て、事案に直接対応する中堅職員等を対象に人身取引対策や人権に特化した研修を行っている。</p>

	<p>5. 法務省では、人権問題に関して、国家公務員等の理解と認識を深めることを目的として、中央省庁等の職員を対象とする人権に関する国家公務員等研修会を毎年2回開催している。また、都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員を対象にして、その指導者として必要な知識を習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を毎年3回開催している。</p> <p>6. 文部科学省では、学校における人権教育の充実を図ることを目的として、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とする会議を開催した。</p>
<p>勧告115. 公務員に対する人権研修を継続すること。（セネガル）</p>	<p>1. 警察では、「警察職員の職務倫理及び服務に関する規則」（2000年国家公安委員会規則第1号）において、人権の尊重を大きな柱とする「職務倫理の基本」を定めて、職務倫理に関する教育を警察における教育の最重点項目に掲げ、各級警察学校における学校教養、職場教養等様々な機会をとらえて人権教育を実施している。</p> <p>2. 総務省では、2015年度中に地方公務員に対する人権教育を年2回行ったところ。2016年度においても、地方公務員に対する人権教育を年2回実施する予定。</p> <p>3. 法務省では、検察官に対して、その経験年数に応じて実施する各種研修において、国際人権関係条約に関する講義を実施している。</p> <p>刑務官などの矯正施設で勤務する職員に対し、様々な研修の機会を利用して、被収容者の処遇を適切かつ効果的に行うために必要な各種人権問題に関する条約や法令の知識及び技能の習得を図っている。</p> <p>入国管理局では、関係職員に対し、在職年数等に応じた研修において人権に係る講義を実施するとともに、関係府省庁、IOM（国際移住機関）等外部</p>

	<p>講師の協力を得て、事案に直接対応する中堅職員等を対象に人身取引対策や人権に特化した研修を行っている。</p> <p>4. 法務省では、人権問題に関して、国家公務員等の理解と認識を深めることを目的として、中央省庁等の職員を対象とする人権に関する国家公務員等研修会を毎年2回開催している。また、都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員を対象にして、その指導者として必要な知識を習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を毎年3回開催している。</p> <p>5. 文部科学省では、学校における人権教育の充実を図ることを目的として、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とする会議を開催した。</p>
<p>勧告126. 全ての状況における体罰を明示的に禁止すること。 (ハンガリー)</p>	<p>「体罰」の内容が必ずしも明らかではないが、個別具体の事案の証拠関係に基づき、事案により、暴行罪（刑法第208条）や傷害罪（刑法第204条）等により処罰し得る。</p>
<p>勧告127. DV及び性的暴力の届出を促進し、被害者への支援を提供することにより、女性に対する暴力への対処をより効果的に行うこと。(モルドバ)</p> <p>勧告128. ジェンダーに基づいた暴力に対する対策の実施及び被害者支援の提供を継続すること。(スペイン)</p> <p>勧告130. 女性に対する差別や暴力に関する法律制定とその実施の強化を継続し、ジェンダー平等を促進し、DVを含む女性に対する暴力に対処し、ジェンダーに基づいた暴力被害者に支援を提供するための努力を継続すること。(トルコ)</p> <p>勧告138. 女性、特に移住者やマイノリティの女性に対する暴</p>	<p>1. 警察では、犯罪の被害に遭った少年に対し、少年補導職員を中心としてカウンセリング等の継続的な支援を行うとともに、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしている。</p> <p>2. 警察では、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案を始めとする人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案に一元的に対処するための体制を確立し、被害者等の安全の確保を最優先に位置づけている。具体的には、ストーカー行為等の規制等に関する法律や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、その他の法令の積極的な適用による加害</p>

力及び性的搾取からの効果的な保護を確保すること。(ベラルーシ)

者の検挙のほか、被害者等の安全な場所への避難や身辺の警戒、110番緊急通報登録システムへの登録、ビデオカメラや緊急通報装置等の資機材の活用等による被害者等の保護措置等、組織による迅速・的確な対応を推進している。

3. 内閣府では、配偶者暴力相談支援センターの設置を検討している市町村にアドバイザーを派遣し、その設置を促している。また、性犯罪被害者等が被害を訴えることを躊躇せずに、安心して必要な相談・支援を受けられる体制を整備するため、地方公共団体において性犯罪被害者等の支援を担当する行政職員及び性犯罪被害者等の支援機関の支援員を対象とする研修を実施している。

4. 日本司法支援センターでは、犯罪被害者支援ダイヤルや事務所の窓口において、犯罪被害者支援の知識や経験を有する担当者が、二次的被害を与えることがないように心情に配慮しながら、犯罪被害者支援に関する法制度や相談窓口に関する情報提供及び犯罪被害者支援に詳しい弁護士の紹介を行っている。

5. DV被害者に対する資力を問わない法律相談援助等を内容とする、総合法律支援法の一部を改正する法律が2016年5月に成立し、現在、法施行に向けた準備を進めている。

6. 入国管理局では、DV事案に係る措置要領を独自に定めており、DV被害者である外国人を認知した場合には、被害者の保護を第一とし、被害者が心身ともに過酷な状況に置かれていたことに十分に配慮し、心身の状況等に応じて適切に対処するとともに、配偶者暴力支援センター、婦人相談所及び警察等関係機関との連携を図るなど、一層の被害者保護に努めている。

	<p>また毎年複数回実施する入国管理職員に対する人権研修等において、その考え方や対応を教授するなどの措置をとっている。</p> <p>7. 具体的には入国管理局では、DVにより別居を余儀なくされたり、提出資料の用意が困難となっている被害者からの在留期間更新申請や、DVを要因として在留資格の変更が必要となった被害者からの在留資格変更申請については、その立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案の上、人道上適切に対応しており、2015年は69人の該当者について在留期間の更新又は在留資格の変更を許可した。</p> <p>8. また、日本人の配偶者の身分を有して在留する者又は永住者の配偶者の身分を有して在留する者が、その配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月以上行わないで在留していることにつき、「正当な理由がある場合」を除き、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができることとしているが、配偶者からの暴力(DV)があったことは、「正当な理由」に該当すると認め、その場合は、在留資格の取消しを行わないこととしている。</p> <p>9. さらに、DVに起因して不法残留等の出入国管理及び難民認定法違反の状態となっているDV被害者についても、十分な配慮の下、事案に応じ、人道的な措置を講じているところであり、2015年は1人の該当者について在留特別許可により在留資格を付与した。</p>
<p>勧告129. 女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力根絶への努力を強化し、加害者の責任を追求するという人身取引に関する特別報告者の勧告を受け入れること。(トリニダード・トバゴ)</p>	<p>毎年11月12日から同月25日(国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」)までを「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定め、国、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。</p>

勧告131. 人身取引及び性的暴力の女性被害者による不服申立制度や保護サービスへのアクセスを改善するための措置を継続すること。(アゼルバイジャン)

勧告133. 改訂した国内の人身取引対策行動計画を含む近年導入された計画や政策の実施の更なる成功を確保するため全ての努力を継続すること。(カンボジア)

勧告134. この分野の国際法基準に沿って、人身取引、特に女性及び児童の人身取引と闘うための措置を強化すること。(リビア)

勧告135. 人身取引の根本原因に複合的に対処し、効果的に被害者保護及び支援を行うこと。(モルドバ)

勧告136. 人身取引の撲滅に向けた協調した行動を継続し、関連する枠組を強化すること。(スリランカ)

勧告137. 人身取引の根本原因に対処し、被害者を保護及び支援をする努力を更に進めること。(トリニダード・トバゴ)

1. 我が国は、新たに策定された「人身取引対策行動計画 2014」に基づき、関係省庁が連携して、日本国内で認知された外国人人身取引被害者に対する母国への帰国支援を、IOMを通じ提供している。さらには、帰国した被害者の自立を支援し、再度被害に遭うことを防止するため、帰国後の社会復帰支援も実施している。

2. 人身取引の被害者の早期保護等を図るため、警察庁の委託を受けた民間団体が、人身取引事犯やそのおそれのある犯罪等に関する通報を国民から匿名で受け付け、事件検挙への貢献度に応じて情報料を支払う匿名通報ダイヤルを運用している。

3. また、2005年から毎年、人身取引被害者の発見を目的として、警察等に被害申告するように多言語で呼び掛けるリーフレットを作成し、関係省庁や在京大使館、NGO等に配布するとともに、被害者の目に触れやすい場所に備え付けており、2014年11月には、9か国語対応のリーフレット282,100部を作成・配布した。

4. 加えて、警察庁では、2015年1月に人身取引事犯未然防止等を目的とした広報啓発用映像ソフト(日本語、英語、タイ語の各字幕つき)を作成し、警察庁ホームページへの掲載を行っている。

5. 警察では、「人身取引対策行動計画 2014」に基づき、関係機関と連携し、被害者の確実な認知や適正な保護、人身取引撲滅に向けた厳正な取締り等各種対策を推進している。

6. 警察庁では、2004年から毎年1回、人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議を開催し、在京大使館、関係行政機関、都道府県警察、国際機関、NGO等との意見交換・情報交換を行っている。

7. 警察において人身取引被害者を認知した際には、関係行政機関と相互に連携して適切に保護措置を講じている。また、保護施策の周知及び在留特別許可等の法的手続き等に関する十分な説明を行っているほか、被害者としての立場に十分配慮した措置に努めている。

8. 日本は、2014年12月に「人身取引対策行動計画2014」を策定するとともに、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催することとし、政府一体となった人身取引対策を引き続き推進している。同計画に基づき、外国の関係機関、国際機関及びNGOとの協力を強化して、人身取引の防止を図るとともに、潜在化している可能性のある人身取引事案をより積極的に把握し、その撲滅と被害者の適切な保護を推進している。

9. 日本司法支援センターは、紛争の解決に必要な法制度や相談窓口、犯罪被害者支援に詳しい弁護士に関する情報を無料で提供する業務を行っており、不利な立場のグループに所属する者を含めた女性もその対象者に含まれるので、当該女性達は、法制度等に関する多言語での情報の提供を受け、関係機関・団体の相談窓口の紹介を受けるなどの支援を受けることができる。また、日本司法支援センターは、訴訟等に関する援助制度である民事法律扶助業務も行っており、当該女性達が、資力が乏しい等の一定の要件を満たしていれば、訴訟に必要な弁護士費用の立替え等の援助を受けることができる。

10. 2005年に出入国管理及び難民認定法を改正し、人身取引の被害者を資格外活動及び売春関係活動を理由とする退去強制の対象から除外しており、また、不法残留等の同法違反状態にある人身取引の被害者については、在留特別許可の対象となることを明文化し、法的地位の安定を図るなど、

	<p>適切な保護措置を講じている。</p> <p>11. 入国管理局では、人身取引事案に係る措置要領を定め、慎重かつ十分な調査を行い、被害者か否かを判断しており、また、被害者である可能性がある者が退去強制事由に該当すると認められるときには、できる限り身柄を收容することなく手続を進めている。</p> <p>12. 入国管理局では、人身取引事案に直接対応する中堅職員を対象として、人身取引の現状や課題を学び、事例研究などを行う人身取引対策に特化した専門的な研修を毎年継続して実施しており、被害者の認知手続の習熟を図っている。</p> <p>13. 入国管理局では、ホームページにおいて9言語による人身取引被害に係る相談先や手続方法等を掲載し、周知を図っている。</p> <p>法務省の人権擁護機関においては、人権相談所を設けるなどして差別を受けた方々からの相談に応じているほか、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、速やかに調査し、事案に応じた適切な措置を講じている。</p> <p>14. 内閣府では、女性に対する暴力をなくしていく観点から、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、日本旅行業協会等に配布し、広報啓発活動を実施している。</p>
<p>勧告132. パレルモ議定書に沿って人身取引を定義することも含め、人身取引撲滅のための努力を促進し、児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する特別報告者を招待すること。</p>	<p>1. 2014年12月に再改定された「人身取引対策行動計画2014」をはじめ、我が国が実施する人身取引対策における「人身取引」の定義は、人身取引議定書の定義と全く同じである。</p> <p>2. 我が国は人権理事会の特別手続に関する恒常的な招待を表明している。2015年10月、児童売買、児童買春及び児童ポルノ国連特別報告者が訪日。</p> <p>3. 内閣府では、女性に対する暴力をなくしていく観点から、人身取引対策</p>

	<p>の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、日本旅行業協会等に配布し、広報啓発活動を実施している。</p>
<p>勧告139. 児童の性的搾取、児童ポルノ及び児童買春と闘うための行動計画を採択し、性的搾取の被害者への支援を行うこと。（モルドバ）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 警察では、犯罪の被害に遭った少年に対し、少年補導職員を中心としてカウンセリング等の継続的な支援を行うとともに、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしている。 2. 独立行政法人教員研修センターにおいて実施している「健康教育指導者養成研修」を通して、養護教諭をはじめ教職員に対しては、性的虐待を含む児童虐待を受けた児童生徒への心のケアなどに対する理解や対応といった内容について研修の講義・演習を行っている。 3. 全国の法務局・地方法務局及びその支局に常設人権相談所を、それ以外の場所に特別人権相談所を設置しているほか、通話料無料の専用電話「子どもの人権 110 番」の設置や、全国の小中学生への封筒兼便箋（郵送料無料）「子どもの人権 SOS ミニレター」の配布、インターネット人権相談受付窓口（「子どもの人権 SOS-e メール」）の設置等を行い、いじめの問題を含む子どもの人権について広く相談に応じる体制を整えている。また、法務省の人権擁護機関では、「子どもの人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、各種啓発活動を実施している。
<p>勧告140. 児童の性的搾取を防止しそのような行為を行った者を訴追する努力を一層行うこと。（アルジェリア） 勧告141. 未成年者の性的搾取に対する国家レベルでの措置を取ること。（コスタリカ）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 警察では、児童ポルノ事犯を含む悪質な児童の性的搾取事犯に対する取締りを強化している。取締りの強化により 2015 年中における児童ポルノ事犯の検挙件数は 1,938 件と過去最多を記録したほか、児童買春事犯の検挙件数は 728 件であった。また、児童ポルノの根絶に向けて、サイト管理者

	<p>に対する迅速な削除依頼等、関係機関・団体等と緊密な連携を図りながら、児童ポルノ画像の流通・閲覧防止対策を推進している。</p> <p>2. 検察当局においては、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反事犯等に対して、厳正に対処している。</p>
<p>勧告142. 国籍、人種又は出自に関わらず、女性及び児童の性的搾取の被害者、又はジェンダーに基づく暴力の被害者に対し、法的支援や通訳を含む対策及び適切で時機を得た支援を確保すること。（タイ）</p>	<p>1. 警察に人身取引被害のおそれのある相談があった場合は、相談室等相談者が心理的圧迫を受けない場所で事情聴取するよう努めるとともに、相談者が女性の場合は可能な限り女性職員が、相談者が外国人の場合は可能な限り当該外国人の母国語を解する職員が、それぞれ対応することとしている。</p> <p>2. 内閣府では、被害を受けている外国人が救済及び保護の迅速な手段にアクセスできるよう、外国人被害者向け広報資料を作成し関係機関に配布するほか、ホームページに外国人被害者に役立つ情報を8か国語で掲載している。また、配偶者暴力相談支援センターでは外国語に対応できる相談員を配置するなどの取組も進められている。</p> <p>3. 日本司法支援センターは、紛争の解決に必要な法制度や相談窓口、犯罪被害者支援に詳しい弁護士に関する情報を無料で提供する業務を行っており、不利な立場のグループに所属する者を含めた女性もその対象者に含まれるので、当該女性達は、法制度等に関する多言語での情報の提供を受け、関係機関・団体の相談窓口の紹介を受けるなどの支援を受けることができる。また、日本司法支援センターは、訴訟等に関する援助制度である民事法律扶助業務も行っており、当該女性達が、資力が乏しい等の一定の要件を満たしていれば、訴訟に必要な弁護士費用の立替え等の援助を受けるこ</p>

	<p>とができる。</p> <p>4. 英語及び中国語による人権相談に対応するため、全国共通の「外国語人権相談ダイヤル」を設置している。また、外国語通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松の各法務局及び神戸、松山の各地方方法務局に開設しており、各相談所に対応言語は異なるものの、英語や中国語等による人権相談に応じている。</p>
<p>勧告149. インターネットによる名誉棄損及びプライバシー侵害といった他者の人権を侵害する行為に対する保護措置を継続すること。(バングラデシュ)</p>	<p>1. プロバイダ責任制限法(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)等の法令によって、プロバイダの免責要件を明確化するとともに、民間のガイドラインの作成にオブザーバとして参加するなどして、プロバイダによる自主的な情報の削除が適切かつ円滑に行われるよう取り組んでいる。</p> <p>2. 法務省の人権擁護機関においては、人権相談等でインターネットによる人権侵害の疑いのある事案を認知した場合、被害者に当該情報の削除依頼の方法を助言するほか、調査の結果、名誉毀損やプライバシー侵害等の人権侵害に該当すると認められるときは、当該情報の削除をプロバイダ等に求めるなど、適切な対応に努めている。</p>
<p>勧告150. 宗教の自由を保障するための措置を講じること。(イラク)</p>	<p>1. 憲法第19条、第20条及び第21条第1項が、思想・良心の自由、信教の自由及び表現の自由を規定し、また、同第14条が、思想・信条による差別を禁じており、本勧告の内容は確保されている。</p> <p>2. 特に、自由権規約第18条第2項については、憲法第20条第2項が、「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式または行事に参加することを強制されない」と規定している他、同条第1項及び第3項等が国家の非宗教性を規定し、国及びその機関による宗教的活動を禁止している。</p>

勧告151. 女性のさらなる政治代表及び公職における参加を十分確保するため、男女の賃金格差の問題に対処するための効果的な措置を講じること。（アルジェリア）

勧告152. 女性の権利及び女性の意思決定プロセスへの関与の促進を継続すること。（アルメニア）

1. 男女間の賃金格差の最も大きな要因は、「管理職に占める女性の割合が低いこと」、「女性の就業継続年数が短いこと」、「男性に比べ女性の方が雇用に占める非正規雇用の割合が高いこと」などである。

2. このため、男女間の賃金格差を縮小するため、働きたい女性が、ライフイベントにかかわらず働き続けることができ、昇進できる環境を整備することが重要である。そのため、2016年5月にすべての女性が輝く社会づくり本部（本部長：内閣総理大臣）が決定した「女性活躍加速のための重点方針2016」に基づき、同一労働同一賃金の実現に向けた非正規雇用女性の待遇改善等、長時間労働の削減、育児・介護休業等の取得促進、いわゆるマタニティハラスメントの防止、子ども・子育て新制度における幼児教育・保育等の「量的拡充」及び「質の向上」の確実な実施、待機児童の解消や介護離職ゼロに向けた保育士や介護人材の処遇改善などを進め、女性が安心して仕事と家庭生活を両立できる環境整備等を更に進めていく。

3. 2015年12月に閣議決定した第4次男女共同参画基本計画において、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げるとともに、実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進を挙げ、政治分野、司法分野、行政分野、経済分野、その他あらゆる分野における女性の参画の拡大に向け、政府全体として達成を目指す成果目標などを設定し、同計画に基づいた取組を進めている。

4. さらに、2015年8月には、国、地方公共団体、301人以上の民間事業主に対し、女性の活躍に関する状況の把握・課題分析の結果を踏まえた数値目標や取組内容等を盛り込んだ行動計画の策定を義務付ける「女性の職業生活

	における活躍の推進に関する法律」が成立したことから、今後は、国全体でポジティブ・アクションを推進する同法の着実な施行を図ることにより、社会全体における女性の参画拡大をさらに促進していく。
勧告153. 全ての日本の学校において障害を持つ児童に水と衛生への十分なアクセスを確保するための全ての必要な措置を取る。 (ポルトガル)	特別支援学校を含む学校における換気、採光、保温、水質、清潔保持その他環境衛生に係る事項について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準である学校環境衛生基準を定め、学校の設置者に対し、この基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めるよう指導するなど適切な対応を図っている。
勧告154. HIV/AIDSを含む増加する性感染症と闘うための予防措置が重要であるとの観点から、青少年に対するリプロダクティブヘルス及びセクシャル・ヘルスに関する教育を促進すること。 (ウクライナ)	1. 学校における性に関する指導は、児童生徒が性に関して心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身に付け適切な行動がとれることを目的に実施しており、学習指導要領に則り、体育科、保健体育科などを中心に学校教育活動全体を通じて行われている。 2. また、性感染症や妊娠・出産等を含む児童生徒の健康問題を総合的に解説した教材の作成・配布を行い、指導の充実を図っている。
勧告155. 福島放射線警戒区域の住民の健康と生活の権利を保護するための全ての必要な措置を講じ、健康の権利特別報告者が避難住民及び市民社会グループと面会できるようにすること。 (オーストリア)	1. 日本政府は、福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に782億円の交付金を拠出する等、福島県に対し財政的・技術的な支援を行っている。政府としては、引き続き住民の健康管理を適切に行ってまいりたい。 2. 日本政府は、健康の権利特別報告者の訪日を支援し、同報告者は、訪日中、被災者、避難者、及び市民団体との面会を行った。
勧告156. 特に医療費の負担について、障害者のニーズを更に把握すること。 (バーレーン)	引き続きフォローアップする。

<p>勧告157. 大学レベルにおける教育費を下げる又は廃止するための更なる措置を取り、経済的負担を軽減するために給付型奨学金を導入すること。（バーレーン）</p>	<p>現在、無利子奨学金の充実と、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する、新たな「所得連動返還型奨学金制度」を2017年度の大学等進学者から適用することを目指しているところ。更に、「ニッポン一億総活躍プラン」において、給付型奨学金について「創設に向けて検討を進める」ことが盛り込まれており、文部科学省において検討を加速してまいりたい。</p>
<p>勧告160. マイノリティ女性の状況に関する包括的調査を実施し、マイノリティ女性の生活状況を改善するための国家戦略を発展させるとの女子差別撤廃委員会による勧告を履行すること。（ドイツ）</p>	<p>引き続きフォローアップする。</p>
<p>勧告161. 少数者の状況を改善するための計画及び政策を促進・実行し、彼らを言語的、文化的及び社会的レベルにおいて支援すること。（リビア）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 我が国は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重され、地位の向上が図られる社会の実現を目指し、アイヌ文化の振興やアイヌの伝統等の知識の普及・啓発、アイヌの人々の生活の向上を図るための施策に取り組んできたところ。 2. こうした取組に加え、政府では、衆参両院による「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」（2008年）及び「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書（2009年）を踏まえ、内閣官房長官が主宰する「アイヌ政策推進会議（Council for Ainu Policy Promotion）」を開催し、総合的なアイヌ政策の推進に取り組んでいる。 3. 法務省の人権擁護機関においては、人権相談所を設けるなどして差別を受けた方々からの相談に応じているほか、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、速やかに調査し、事案に応じた適切な措置を講じている。 4. また、広く一般国民を対象に、人権尊重思想の普及高揚等を図るため、各種啓発活動を実施している。

<p>勧告162. 移住労働者の権利を保護し、良い労働環境を整えるための努力を強化すること。（イラン）</p>	<p>1. 法務省の人権擁護機関においては、人権相談所を設けるなどして差別を受けた方々からの相談に応じているほか、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、速やかに調査し、事案に応じた適切な措置を講じている。</p> <p>2. また、広く一般国民を対象に、人権尊重思想の普及高揚等を図るため、各種啓発活動を実施している。</p>
<p>勧告163. 移住労働者及びその他の少数者集団の人権に関する大衆の啓発を更に強化すること。（ミャンマー）</p>	<p>法務省の人権擁護機関は、「外国人の人権を尊重しよう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、各種啓発活動を行っている。</p>
<p>勧告164. 移民の権利を保護・促進するための努力を継続すること。（ネパール）</p>	<p>法務省の人権擁護機関においては、人権相談所を設けるなどして差別を受けた方々からの相談に応じているほか、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、速やかに調査し、事案に応じた適切な措置を講じている。また、「外国人の人権を尊重しよう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、各種啓発活動を行っている。</p>
<p>勧告165. 差別なく、かつその法的地位に関わらず、移民の健康及び教育に対するアクセスを確保すること。（ポルトガル）</p>	<p>1. 外国人の子供については、公立の義務教育諸学校において日本人児童生徒と同様に無償で教育を受けることができ、教育に対するアクセスは確保されている。</p> <p>2. 外国から移住してきた子どもについても、健康診断等の健康に対するアクセスは確保されている。</p>
<p>勧告166. 難民を含む外国人の人権を保護し、彼らに対する法律上及び慣習上の差別を防止する努力を継続すること。（スーダン）</p>	<p>法務省の人権擁護機関では、人権尊重思想の普及高揚を図る立場から、「外国人の人権を尊重しよう」を啓発活動年間強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施している。また、英語及び中国語による人権相談に対応するため、全国共通の「外国語人権相談ダイヤル」を設置している。また、外国語通訳を配置した「外国人のための人権相談所」</p>

	を東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松の各法務局及び神戸、松山の各地方方法務局に開設しており、各相談所で対応言語は異なるものの、英語や中国語等による人権相談に応じている。
勧告167. 外国人の入国に関する規制を見直すこと。(チャド)	外国人の入国に関する規制については国家の主権にかかわるものであるところ、我が国の産業や国民生活、治安等に与える影響等に十分に留意しつつ、外国人の受入れ環境等の整備のための他の行政分野における施策と連携し検討を行っている。
勧告168. 国際社会において発展の権利が運用されるために効果的な役割を果たすこと。(パキスタン)	我が国は、「発展の権利」は個人の権利であると認識している。また、「発展の権利」に関する議論がコンセンサスに基づいて進められるよう、引き続き関わっていく。
勧告169. UPRの勧告を真剣かつ迅速に実施すること。(中国)	我が国は、既に取り組んでいる勧告を含めフォローアップすることに同意した勧告について、フォローアップしていく。
勧告170. 国連人権高等弁務官事務所に対するイヤーマークなしの貢献を増加させること。(バングラデシュ)	我が国は、予算の使途に我が国の政策を反映させることを重視しており、OHCHRの拠出金についても同様としている。
勧告171. 国連の目標値である0.7パーセントに到達することを目標として、ODAをGNI比0.5パーセントまで増加させること。(ナミビア)	我が国は、2015年2月に閣議決定した開発協力大綱において、対国民総所得(GNI)比でODAの量を0.7%とする国際的目標を念頭に置くとともに、我が国の極めて厳しい財政状況も十分踏まえつつ、開発協力の実施基盤強化のため必要な努力を行うこととしている。我が国は、これに基づき、必要な予算が確保されるよう、努力を行っている。
勧告172. 社会・経済開発の分野におけるODAの提供を継続すること。(バングラデシュ)	我が国は、開発協力大綱において、「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を重点課題として挙げており、産業基盤整備及び産業育成や職業訓練・産業人材育成、雇用創出等の経済成長の基礎及び原動力を確保するた

	<p>めに必要な支援を行うと同時に、人間開発、社会開発の重要性に十分に留意し、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発を推進するために必要な支援を行うとしている。我が国は、これに基づき、引き続き、経済開発、社会開発における開発協力を行っている。</p>
<p>勧告173. 国際協力の文脈において、脆弱な人々の安全を確保するために、国家、地方及びコミュニティレベルにおける意思決定において検討される問題として、防災の概念の強化を支援する行動を継続すること。（パラグアイ）</p>	<p>我が国は、2015年3月、第3回国連防災世界会議をホストし、同会議では「仙台防災枠組」を採択し、防災の主流化の重要性を改めて確認した。また、我が国からは「仙台防災協力イニシアティブ」を発表し、今後4年間で40億ドルの協力と4万人の人材育成を行うことを約束した。</p>
<p>勧告174. 財政的貢献を維持することによって人権分野における積極的な国際的役割を果たすことを継続すること、及び二国間人権対話を継続すること。（スーダン）</p>	<p>1. 我が国のODA実績は、主要援助国の中でも常に上位にある。特に人権分野に関しては、開発協力大綱において、開発協力の適正性確保のための原則として「民主化の定着、法の支配及び基本的人権の尊重」を挙げている。また、具体的なガバナンス支援として、法制度整備支援、警察支援及び民主化支援（選挙支援や国会、メディアの能力向上支援等）の分野において、日本は積極的に貢献してきている。</p> <p>2. 我が国は、ミャンマー、カンボジア、イラン、EU等と、二国間人権対話を継続してきている。</p>